

収費が主なものでございます。また今回三月に決定されました交通安全
都市宣言に伴うPR用の経費として一部事業費を計上いたしました。
これらが歳出の主なるものとなっております。

それでは予算書の内容について御説明申し上げます。

まず一ページをお開きいただきたいと思います。まず総則でございまし
て、第一条におきまして既決予算額百九億七千六百八十九万六千円
に今回歳入歳出それぞれ二億七千五百九十九万九千円を追加いたしまして、歳入
歳出の予算総額を百十二億五千九百九十九万五千円と定めようとするもの
です。

第二条におきましては後ほどまた御説明申し上げますが、地方債の
変更を行おうというものでございます。

それでは内容について御説明申し上げます。

二ページをお開きいただきたいと思います。歳入でございしますが、まず分
担金及び負担金につきまして二十二万三千円の追加補正でございしますが、これ
は福祉事業における精神薄弱者の施設措置に伴う個人一部負担

金でございします。これは所得階層による負担金でございまして、四月から
新たに措置した一名分の年間負担分でございします。

次に使用料及び手数料でございしますが、法務省戸籍手数料令の
一部改正がことしの三月に公布され、四月一日から施行されたことによる戸
籍謄抄本手数料の二百円から三百円、それから除籍の謄抄本手数料
三百円から五百円、それらの改定に伴う当初予算との差額分六十六
万円の追加補正になっております。

次に国庫支出金でございしますが、まず一項の国庫負担金において三百万
八千円の追加補正で、これは民生費国庫負担金の身体障害者福祉
費負担金と精神薄弱者福祉費負担金でございします。それぞれ四月
から一名分施設へ追加措置したことによる援護措置費負担金で、
基準額の十分の八の相当額が入っております。次の二項、国庫補助金
でございしますが、これは土木費国庫補助金として仮称加美緑地新設
事業の工事費二千三百七十二万六千円、また教育費の国庫補助金と
して屋外運動場新設事業の用地買収費、アサノポールの跡地を指し

ております。用地の買収。それぞれ防衛補助金追加によりますもので内示額合計一億六千一百万八千円を追加補正しようとするものです。補助率については、加美緑地については三分の二、それから屋外運動場については用地でございしますので二分の一でございします。

続きまして市債の一億一千百万円の追加補正でございしますが、これはただいま御説明を申し上げた防衛補助関連事業に対します起債充当分のもので、仮称加美緑地新設事業、屋外運動場新設事業のそれぞれ事業費から国庫補助金を差し引いた金額の七五％相当額を借り入れようというものでございします。

以上、歳入補正総額二億七千五百万九千円で、歳入歳出総額百十億五千九百九十九万五千円と相なる次第でございします。

次に歳出について御説明申し上げます。

三ページをお開きくださいたいと思います。まず総務費におきまして百十五万円の追加補正でございまして、これは総務管理費の交通安全対策費として計上するもので、去る三月議会が福生市交通安全都市宣言

を決定したことによる一般市民、自動車運転者に対するPR用の標示塔設置工事に要するものでございまして、とりあえず三カ所の経費を計上してございします。

次に民生費の社会福祉費におきまして三百九十八万四千円の追加補正でございしますが、これは歳入で御説明いたしました新に四月から追加になった身体障害者並びに精神薄弱者それぞれ一名分の施設への措置分で、事務費、日常生活費にかかわる扶助費でございします。

次に土木費でございしますが、都市計画費において三千五百五十九万円の追加補正でございします。これは緑地整備備費として仮称加美緑地新設事業に要する工事費で全体計画として五十六年度から用地買収を年次ごとに実施し、本年度当初予算において最終用地買収費を計上し用地取得の完了を見ますが、今回、先ほど歳入で御説明申し上げましたとおり防衛補助の追加配分が決定されたことにより、その工事費分の追加補正でございします。これにより当初計画五年で行おうという計画から二年早く完了できることと相なった次第でございします。

次に教育費の社会教育費におきまして二億七千二百六十三万三千円の追加補正でございますが、屋外運動場建設費としての用地買収費で当初五十七年度から五カ年事業で計画していたものが毎年防衛補助金の追加が認められ、今回も当初計画五千平方メートルに対し、二倍強の一万一千百十三・〇五平方メートルが認められ、当初計画との差六千百十三・〇五平方メートルの追加用地買収費としての計上でございます。これをもちましては全域にわたる屋外体育場の用地の買収が完了するわけで、来年度の建設工事を残して大体三年間で本事業が完成する見通しというふうに相なった次第でございます。いろいろ議会側並びに基地对等の御協力によりまして短縮されております。

次に予備費でございますが、これは歳入歳出財源調整のためでございますして三千八百六十九万八千円の減額補正で、予備費総額を一億一千七百五万九千円としようとするものです。

以上、歳出追加補正二億七千五百万九千円となり、歳出総額百十二億五千百九十九万五千円と相なる次第でございます。

次に四ページをお開きいただきます。

地方債の補正でございます。

まず、先ほど歳入で御説明いたしました、仮称加美緑地新設事業並びに屋外運動場新設事業のそれぞれ追加事業費増に伴う起債の追加変更で限度額合計の三億三千百八十万円に一億一千百十万円を増加いたしましたして四億四千二百九十万円に変更しようとするものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましましては補正前と同様でございます。

以上、はなはだ雑駁な説明でございましたが、慎重御審議の上、原案どおり可決くださりますようお願い申し上げて、説明を終わらせていただきます。

先ほど私が説明中におきまして歳入総額を百十億と読んだそうでございますが、歳入総額は百十二億五千百九十九万五千円と相なる次第でございます。

すこしに申しわけないと思いますが、御訂正方をお願いいたします。

○議長(田村市郎君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君)

以上で質疑を終わります。

○一番(林田武君)

この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第三十二号については、総務、建設、厚生、三常任委員会に付託されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君)

お諮りいたします。

ただいま林田武君から、本案は総務、建設、厚生、三常任委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君)

御異議なしと認めます。

よって議案第三十二

号は、総務、建設、厚生、三常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(田村市郎君)

日程第四議案第三十三号市道路線の認定

についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(建設部長 内田和雄君登壇)

○建設部長(内田和雄君)

御指名をいただきましたので、議案第三十三号市道路線の認定について御説明申し上げます。

この路線は福生第一中学校の西側を走る青梅線の沿線に位置して、いま新しく築造された幅員五メートル、延長百メートルの規模の寄附道路で、寄附者は株式会社日本住建であります。起点を市道二九七号線に接する熊川八六二の一五番地先に、終点を同様に市道二九七号線に接した同所八六二の二番地先とした路線であります。

建設省計画局長通達によりますと、このような公共施設は公共団体に帰属し管理することが望ましいとあります。したがって公道として管理すべく道路法第八条の規定に基づき市道第三〇七号線として

認定しようとするものであります。

以上、大変難解な説明でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。説明いたします。

○議長(田村市郎君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑を終ります。

○一番(林田武君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第三十三号については、建設委員会に付託されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) お諮りいたします。

ただいま林田武君から、本案は建設委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって議案第三十三号

は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(田村市郎君) 日程第五議案第三十四号市道路線の廃止に

ついてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(建設部長 内田和雄君登壇)

○建設部長(内田和雄君) 御指名をいただきましたので、議案第三十四号市道路線の廃止について御説明申し上げます。

まず市道一四四号線についてでございますが、この路線は拜島駅西側の線路際に位置して、市道一四三号線から枝のように出て、幅員一五メートル、延長七・四メートルの行きどりの道路であります。

次に市道二〇三号線について御説明申し上げます。この路線は

玉川上水にかかる山王橋の西側に位置して、市道二〇二号線から、一四四号線同様板のように出ている幅員一五メートル、延長十五メートルの行きどまりの道路であります。

この二路線ともすでに一般の交通の用に供されておらず、公道としての使命を終つております。つきましては市道整備の一環として道路法第十条第一項の規定に基づき廃止しようとするものであります。

以上でございますが、慎重御審議を賜りまして原案どおり御決定くださるようお願い申し上げまして、説明といたします。

○議長(田村市郎君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑を終わります。

○一番(林田武君) 実際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第三十四号については、建設

委員会に付託されることを伺います。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) お諮りいたします。

ただいま林田武君から、本案は建設委員会に付託された旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって議案第三十四号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(田村市郎君) 日程第六議案第三十五号福生中央排水

区(五号幹線)S—五十八号の一工事請負契約を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

(総務部長 浅見裕康君登壇)

○総務部長(浅見裕康君) 御指名をいただきましたので、議案第

三十五号福生中央排水区(五号幹線)S—五十八号の一工事請負契約につきまして御説明申し上げます。

本件は熊川地区におきます雨水幹線の整正を図るべく福生中央排水区(五号幹線)工事を施行いたすものでございまして、その予定価額が九千万円を超えますので議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定に基づきまして議会の御議決を得るべく御提案申し上げますのでござい

ます。御参考までに本幹線工事の全体計画につきまして簡単に御説明申し上げます。

幹線ルートは熊川六七四番地先清水坂下の志茂野川と申しつゝ、それを流末といたしまして、最上流は熊川一三五〇番地先五丁橋上のわらつけ街道の十字路でございまして、そこから延長一千三百十四メートルでございまして、すでに本幹線は昭和五十五年度から下流より着手いたしまして昭和五十七年度までに熊川八一三

番地先一中南側の青梅線上水西踏切手前までの間七百七十九メートルにわたり管渠埋設を完了しており、本年度が当該工事の最終年次と相なるわけでございまして、なお、本年度工事につきましては、これが補助事業でございまして、工期等の関係から本件のその一工事と、次にお願いを申し上げます議案第三十六号のその二工事の二工区に分けて発注しておりますのであらかじめお含みおきをいただきたいと存じます。

それでは本工事の概要につきまして、別紙に添付してございまして資料によりまして御説明を申し上げます。

工事場所は熊川八一三番地先の青梅線上水西向き手前から熊川一、一八〇番地先までの延長二百四十三・五〇メートルで、その区間に内径一千五百ミリの排水管を推進工法により埋設をしようとするものでございます。

次に請負契約の内容につきまして御説明を申し上げます。契約の目的は、ただいま申しましたように福生中央排水区(五号

幹線) S—五十八号の一工事でござります。契約の方法は指名競争入札による契約でございまして、指名業者数は十六社でござります。契約の金額は一億四千三百万円と相なっております。なお、この入札経過につきましては二ページにござります資料に記載のとおりでござりますので御参考にお供していただきたいと思います。次に工期でござりますが、契約確定の日から昭和五十九年三月十日までと相なっております。契約の相手方は東京都文京区後楽二丁目二番地八号、五洋建設株式会社、取締役社長水野廉平でござります。以上、まことに雑駁でござりましたけれども、議案第三十五号につきましての説明にかえらせていただきます。よろしく御審議を賜りまして原案どおり御確定くださるようお願い申し上げます。

○議長(田村市郎君)

以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君)

以上で質疑を終ります。

○一番(林田武君)

この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第三十五号については、原案どおり同意されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君)

お諮りいたします。

ただいま林田武君から、本案は原案のとおり同意されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君)

御異議なしと認めます。

よって議案第三十五

号は、原案どおり同意いたしました。

○議長(田村市郎君)

日程第七議案第三十六号福生中央排水工(五号幹線) S—五十八号の二工事請負契約を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(総務部長 浅見裕康君登壇)

○総務部長(浅見裕康君) 御指名をいただきましたので、議案第三十六号福生中央排水区(五号幹線)S—五十八号の二工事請負契約につきまして御説明を申し上げます。

本件は、ただいま御議決をいただきました議案第三十五号のその一工事の上流部分でございます。その予定価格が九千万円を超えますので議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定に基づきまして議会の御議決を得るべく御提案申し上げます。

それでは本工事の概要につきまして資料の案内図によりまして御説明を申し上げます。

工事場所は熊川二一八三番地先から熊川二一五〇番地先五丁橋上わらつけ街道の十字路までの延長二百九十九メートルで、その区間に内径一千三百五十ミリの排水管を推進工法により埋設をしようとするものでございます。

次に請負契約の内容につきまして御説明を申し上げます。

契約の目的は福生中央排水区(五号幹線)S—五十八号の二工事でございます。契約の方法は指名競争入札による契約でございます。指名業者数は十六社でございます。契約の金額は一億四千六百万円と相なっております。なお、この入札経過につきましては二ページの資料に記載のとおりでございますので御参照に供していただきたいと思います。次に工期でございますが、契約確定の日から昭和五十九年三月十日までと相なっております。契約の相手方は大阪府大阪市東区高麗橋五丁目一番地、東洋建設株式会社、取締役社長小畠輝明でございます。

以上、ここに雑駁でございましたが、議案第三十六号福生中央排水区(五号幹線)S—五十八号の二工事請負契約につきましての説明にかえさせていただきます。

よろしく御審議を賜りまして原案どおり御確定くださるようお願い申し上げます。

○議長(田村市郎君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○二十四番(関 米吉君) 三十五号で引き続きということになるわけですが、

三十五号は五十九年の三月十日まで、この三十六号も五十九年の三月十日

まで同じ工期であります。埋設管は百五十三ミリのを、この三十六号の

方が小さいわけですが、路線の延長は四十七メートル以上、長いという

こと、さらには、この八高線の下を通るということ、非常にむずかしい工

事だと思ふんですけれども、このびったりの工期三月十日まで確実にでき上がる

と、もちろん、こういうことの約束によって締結してゐるんでしょうけれども、

間違はないかどうか、今このためにひとつお聞きいたします。三月十日まで、

建設委員の方で……。

○建設部長(内田和雄君) 設計上、工期につきましては本記載のとおりで

ございまして、私どもの方もこの工期内にできるといふことしております。また

監督をしてこの工期内に完成するようにしたいと思ひます。(はい、う

解「異議なし」と呼ぶ音あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑を終わります。

○一番(林田 武君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第三十六号については、原案どお
り同意されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ音あり)

○議長(田村市郎君) お諮りいたします。

ただいま林田 武君から、本案は原案どおり同意されたい旨の動
議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませ
んか。

(「異議なし」と呼ぶ音あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よつて議案第三十六

号は、原案どおり同意いたしました。

○議長(田村市郎君) 二時十分まで休憩いたします。